



概要版

永平寺町
第3次障がい者基本計画
第5期障がい福祉計画
第1期障がい児福祉計画

2018~2022

平成30年3月
永平寺町

計画の概要

計画策定の背景

国では、障害者権利条約の批准とともに、障がいのある人の権利擁護、生活支援、差別解消、就労などの幅広い分野で法整備が進められています。

「障害者総合支援法」「児童福祉法」の改正に伴い、障害福祉サービス、障害児福祉サービスの充実が進められています。また、「障害者差別解消法」や「障害者雇用促進法」の改正では、障害を理由とするあらゆる差別の解消が掲げられています。これらの法制度の変化に伴い、共生社会の実現に向けた取り組みが、より一層推進されています。

本町もこうした法制度の動きに対応していくとともに、障がいのある人もない人も、ともに支え合いながら、誰もが安心して暮らせる共生社会の構築をめざし、「永平寺町第3次障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定します。

計画の位置づけ・期間

「永平寺町第3次障がい者基本計画」は、平成30年度から平成34(2022)年度までの5年間を計画期間とする、障害者福祉施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定める計画です。

また、「永平寺町第5期障がい福祉計画」「永平寺町第1期障がい児福祉計画」は、平成30年度から平成32(2020)年度までの3年間を計画期間とする、障害福祉サービス、障害児福祉サービスの必要量および確保のための方策などを定める計画です。

永平寺町では、これらの計画を一体的に策定しています。

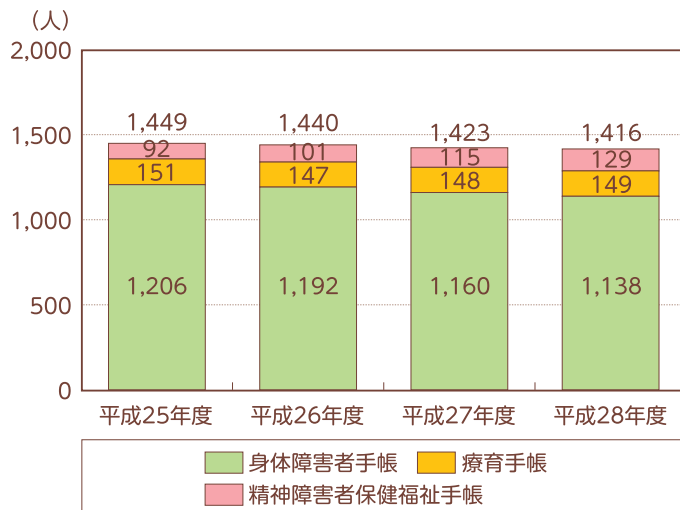
	平成30年度 (2018年)	平成31年度 (2019年)	平成32年度 (2020年)	平成33年度 (2021年)	平成34年度 (2022年)
障がい者基本計画	第3次計画				
障がい福祉計画	第5期計画				
障がい児福祉計画	第1期計画				



障がいのある人の状況

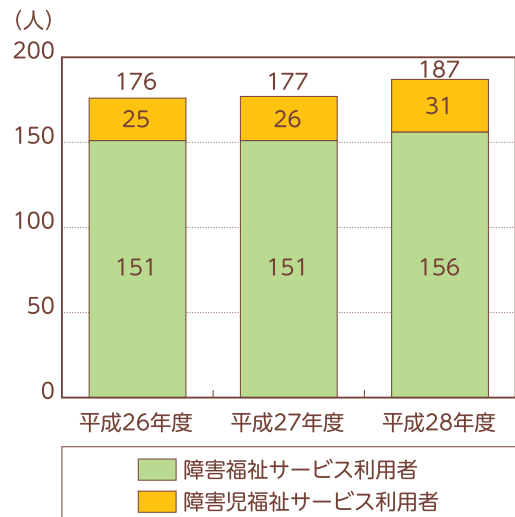
○障害者手帳所持者は緩やかに減少

手帳の所持者数の合計は減少傾向にあります。内訳では身体障害者手帳所持者は減少していますが、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加しています。



○サービスの利用者は増加

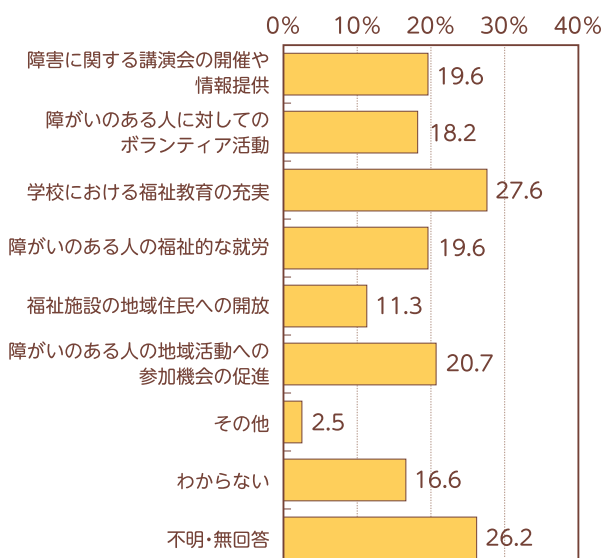
障害福祉サービス、障害児福祉サービスの利用者は、増加傾向にあります。



調査の結果からみる現状

アンケート調査では、障害や障がいのある人への理解を深めるために必要だと思う取り組みについて、「学校における福祉教育の充実」という回答が最も多くなっています。事業所からも、障害の理解を深めるために小さい頃からの取り組みが必要という意見が出ているほか、相談支援や就労支援の充実を求める意見が出ました。

Q 障がいのある人への理解を深めるために必要だと思う取り組みについて



○事業所との意見交換会(主な意見)

●相談支援について

相談に来る方の悩みが複雑化していて、対応しきれないケースがある。福祉と医療のどちらにも精通した相談体制が必要。

●障害への理解について

障害の理解について、年齢が上がるほど差別的になると感じる。福祉教育のように、小学校の頃から教育していくことが必要。小さい時から一緒に生活していれば、理解や考え方が違ってくると思う。

●雇用・就労・自立支援について

自立にシフトしてきているが、ひとりで生きていくためにはやはり仕事が必要だ。町内で就労できる場所があればいいと思う。

基本理念



障がいのある人もない人も、
ともに心つながる「互近助」のまち えいへいじ

障がいのある人、地域住民、ボランティア、関係機関・団体が協力し合い、互いに助け合い、支え合うという意味を「互近助」という言葉に込め、障がいのある人もない人も、ともに自立し、能力を発揮できる共生社会の実現をめざします。

基本目標

この計画では、基本理念の実現をめざすにあたり、以下の目標に従って障害福祉施策の充実に取り組みます。

1 地域で誰もがいきいきと生活ができるように支援する

- 障がいのある人が、住み慣れた地域で自立して日常生活を営むために、障がいのある人はもちろん、家族の状況や課題を総合的に把握し、適切な支援やサービスにつなぎます。

2 地域共生社会の実現に向けた自立生活支援

- 障がいのある人もない人も、住民の一人として、ともに学び、働き、社会参加ができる地域づくりをめざして、社会参加の促進や就労しやすい環境づくりを推進します。

3 暮らしやすい生活環境の整備

- 障がいのある人が自由に外出し、活動していくために、さまざまな障壁を取り除き、地域の実情に合ったユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、町民、団体、行政が協力しながらまちづくりを推進します。

第二次永平寺町総合振興計画と連携する施策

- 「障害者(児)福祉の充実」の施策と一体的に展開します。

ノーマライゼーションの推進

差別や偏見を取り除き、互いに理解を深め、助け合い、支え合うまちづくりを進めます。

情報提供・相談支援の充実による地域生活の支援

途切れのない支援に努め、住み慣れた地域での暮らしを支えます。

障がいのある人の就労支援・社会参加支援の充実

地域と連携した就労支援や社会参加の支援を通じ、自立した生活を支えます。



障がい者基本計画

基本目標 1 地域で誰もがいきいきと生活ができるように支援する

(1) 心のバリアフリーの推進

障がいのある人もない人も、ともに尊重し合い、共生する社会の実現をめざし、正しい理解を深めるとともに、交流の機会を充実することで、相互理解を促進します。

差別や偏見の解消、虐待防止および早期発見による虐待予防と権利擁護に取り組み、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

施策

- ① 正しい理解と啓発の推進
- ② 差別解消および虐待防止の推進
- ③ 相互理解と交流の促進
- ④ 権利擁護の推進

(2) 地域生活の支援の充実

障がいのある人と家族が地域で安心して暮らせるよう、相談支援や地域での生活を支援するため、日中活動の場の確保、在宅福祉サービスの充実に努めます。

障がいのある人が、自分らしく生活できるように、障害の状態と生活実態を踏まえた適切な地域生活の支援を推進します。

施策

- ① 相談支援体制の充実
- ② 障害福祉サービスなどの推進
- ③ 地域の中で暮らすための支援

(3) 健康づくりの推進

障がいのある人の地域での健やかな生活を支援し、必要とする保健・医療サービスを利用できるように体制の充実に努めるとともに、疾病や障害の早期発見、発症予防を行うための施策を推進します。

施策

- ① 障害の早期発見・予防
- ② 健康づくり



基本目標2 地域共生社会の実現に向けた自立生活支援

(1) ライフステージに応じた育成支援

障がいのある児童が、自分の能力を発揮し、自立した生活を送れるように、福祉・子育て・保健・教育などと連携した総合的な療育体制を整備し、一人ひとりの障がいやニーズに応じた教育に努めます。

障がいのある人の人権や福祉について学ぶことができる機会を増やし、福祉教育を推進します。

施策

- ① 育ち支援・療育体制
- ② 学び・学校生活
- ③ 福祉教育の推進

(2) 雇用・就労の促進

一人ひとりが能力を最大限に発揮し、社会生活を営むことができるよう、町内の企業に対して、障がいのある人の雇用に対する理解を促進し、雇用の拡大を図ります。

また、関係機関と連携し、多様な働き方を可能にする施策の充実に努めます。

施策

- ① 雇用・就労の促進
- ② 多様な就労を支援する取り組み

(3) 社会活動への参加の促進

スポーツや芸術活動の推進、余暇活動の充実、地域における交流活動の支援などにより、障がいのある人の自己実現と社会参加の促進を図ります。

施策

- ① 生涯学習、レクリエーション、芸術活動、まちづくり活動の推進
- ② 参加しやすくするための環境整備

基本目標3 暮らしやすい生活環境の整備

(1) 安心して暮らせる社会の実現

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、暮らしやすく活動しやすい生活環境づくりを推進します。

また、常に安心して暮らすことができるよう、防災・防犯体制の強化・充実に努めます。

施策

- ① 快適な生活環境づくり
- ② 防災・防犯対策の推進



障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障害福祉・障害児福祉の平成32(2020)年度の目標値(抜粋)

○ 施設入所者の地域生活移行者数

指 標		平成28年度の 施設入所者	目標値
地域移行者数	平成28年度末の施設入所者のうち9%以上が地域生活に移行	41人	4人
施設入所者数	平成28年度末の施設入所者から2%以上削減	41人	1人

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

指 標		平成29年度の 整備状況	目標値
協議の場の設置	保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置	無	設置に努める

○ 障がいのある人の地域生活の支援

指 標		平成29年度の 整備状況	目標値
地域生活支援拠点の整備	地域生活支援拠点などについて、各市町村または各圏域に少なくとも1か所整備	0か所	整備の推進

○ 福祉施設から一般就労への移行

指 標		平成28年度の 実績	目標値
福祉施設から一般就労への移行者数	就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する人を平成28年度末の1.5倍以上にする	1人	2人
就労移行支援事業の利用者数	平成28年度末の2割以上増加	5人	6人
職場定着率	就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率が8割以上		8割

○ 地域生活支援事業の推進

指 標		平成29年度の 年間利用者数見込み	目標値
障害者相談支援事業	自立支援・社会参加への福祉サービス相談数	480人	500人

○ 障害児支援の提供体制の整備等

指 標		目 標
児童発達支援センターの設置	各市町村に少なくとも1か所設置	1か所整備
保育所等訪問支援を利用できる体制	各市町村で体制を構築	町内のニーズや資源を把握し、体制の整備に取り組む
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	各市町村に少なくとも1か所確保	各1か所整備
医療的ケア児支援の協議の場の設置	各都道府県、各圏域、各市町村に平成30年度末までに設置	関係機関と連携しながら、協議の場を設置する



障がい者基本計画等策定の経緯

▶多くの方々に参加していただきながら、策定した計画です

本計画の策定にあたっては、町民の方1,175人を対象とした「障害福祉のまちづくりに関するアンケート調査」を実施し、多くの方々からご回答をいただきました。

庁内には「永平寺町障害者基本計画等策定ワーキンググループ」を設置し、「第2次永平寺町障害者基本計画」(平成25年度～平成29年度)の進捗検証を行ったほか、障害福祉の事業所等との意見交換会を行い、現場の視点を踏まえ、第3次永平寺町障がい者基本計画案を策定しました。



計画案は、有識者や障害者団体、福祉・児童の地域支援委員、障害福祉サービス団体、行政機関、町民など、11名の委員で構成する「永平寺町障害者基本計画等策定委員会」で審議いただくとともに、計画案を公表して町民のみなさまにご意見をいただく機会であるパブリックコメントを実施しました。その後、町議会での審議を経て、障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を決定しました。

計画の推進に向けて

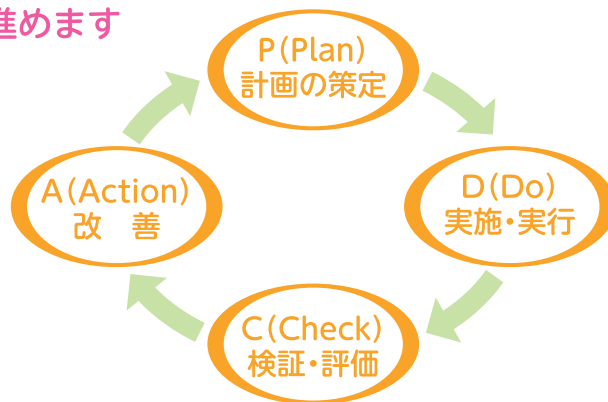
▶みんなでまちづくりに取り組みます

本計画の推進にあたっては、障がいのある人に対する理解や社会的関心を高めるとともに、障がいのある人が社会で活躍でき、障害という個性が活かされる環境づくりが必要です。

地域社会、学校、団体、企業、行政がそれぞれの役割を果たしながら協力し、障害者福祉の向上を一体となってめざします。

▶みなさんの視点を取り入れた進行管理を進めます

計画の着実な推進にあたっては、P D C A (「Plan (計画)」、「Do (実行)」、「Check (評価)」、「Action (改善)」)サイクルを踏まえた計画の進行を行います。また、各分野に携わっている団体の代表や町民、学識経験者で構成される永平寺町自立支援協議会において、計画の進捗・点検結果を報告し、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより、課題に対応しながら本計画の円滑な推進に努めます。



永平寺町第3次障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画 概要版

発行年月:平成30年3月 発行:永平寺町 福祉保健課
〒910-1192 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地
TEL:(0776)61-1111(代) FAX:(0776)61-3464(代)
URL:<http://www.town.eiheiji.lg.jp/>

